

令和2年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和2年3月11日（水） 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第35号 村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第36号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第37号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第40号 村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定について
議第41号 朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定について
議第52号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第53号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第14号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第15号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第16号 令和2年度村上市介護保険特別会計予算
- 4 出席委員（9名）

1番	尾形修平君	2番	大滝国吉君
3番	平山耕君	4番	稲葉久美子君
5番	木村貞雄君	6番	長谷川孝君
7番	鈴木一之君	8番	河村幸雄君
9番	渡辺昌君		
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員
鈴木いせ子君 本間善和君 高田晃君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
保健医療課長	信田和子君
同課国保室長	佐藤克也君（課長補佐）
同課国保室係長	本間かおり君
同課健康支援室副参事	川崎健一君
税務課長	建部昌文君
同課収納対策室長	大滝豊君（課長補佐）
同課保険税係長	石井美勝君
介護高齢課長	小田正浩君
同課高齢者支援室長	山田美和子君（課長補佐）

同課地域包括支援センター長	田 中 加代子 君
同課介護保険室係長	近 藤 知 子 君
福 祉 課 長	木 村 静 子 君
こ ども 課 長	鈴 木 美 宝 君
同課子育て政策係課長補佐	高 橋 朗 君
同課子育て支援室長	平 山 祐 子 君 (課長補佐)
同課子育て支援室副参事	小 林 毅 君
同課子育て支援室係長	石 山 留 美 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
書 記	菅 井 洋 子

(午前9時57分)

委員長(渡辺 昌君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第4 議第35号 村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(こども課長 鈴木美宝君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長 おはようございます。では、議第35号から説明をさせていただきます。議第35号は、村上市家庭児童相談室設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。令和2年4月から家庭相談員が非常勤特別職員から会計年度任用職員へ移行することに伴い、身分や任期などについて所要の改正を行うものである。具体的には、市長が任命というところを任用、身分を地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するものとする。任期を2年であったものから、会計年度任用職員の1年ということに改正するものである。以上だ。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第35号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第36号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(こども課長 鈴木美宝君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

こども課長 議第36号は、村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてである。令和2年4月1日から放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、従う

べき基準から参酌すべき基準となることから、令和元年度末で経過措置期間が終了となるみなし支援員について所要の改正を行うものである。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第36号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6 議第37号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 鈴木美宝君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 議第37号については、村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてである。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保の基準を緩和したほか、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更など所要の改正を行うものである。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第40号 村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第40号は、村上市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例制定についてである。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律が制定され、難病患者等のホームヘルプサービスの利用が可能となったことにより廃止するものである。なお、老人福祉法第10条の4第1項第1号に規定するホームヘルパーの利用については、老人福祉法に基づくやむ得ない事由による措置要綱で規定済みである。説明は以上である。よろしく願います。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第40号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 8 議第41号 朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

介護高齢課長 議第41号は、朝日まほろば温泉配湯条例を廃止する条例制定についてである。朝日まほろば温泉配湯施設については、温泉の適正な利用により高齢福祉の増進、介護事業サービスの向上を図ることを目的として設置しているが、湯量の減少により平成26年度からは配湯事業を休止してまいった。今後についても、湯量の増加が見込めないことから、年度末をもって廃止するものである。説明は以上である。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第41号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 9 議第52号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

保健医療課長 それでは、議第52号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてよろしく願いいたす。歳入歳出の総額からそれぞれ80万円を減額し、予算の規模を7億2,300万円とするものである。補正の内容であるが、歳入においては7P、8Pをごらん願う。3款の繰入金では、保険基盤安定負担金の額の確定により繰入金77万6,000円を減額いたした。5款の2項1目保険料還付金の2万4,000円の減額は、決算見込みによるものである。次に、歳出においては9、10Pをごらん願う。2款の後期高齢者医療広域連合納付金77万6,000円の減額は、歳入でご説明いたした保険基盤安定繰入金の減額に伴う納付金の減額である。6款の予備費では、歳入歳出の調整により2万4,000円を減額いたした。以上、よろしく願いいたす。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第52号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 10 議第53号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

介護高齢課長 議第53号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたす。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,490万円を減額し、予算の規模を79億3,710万円にしようとするものである。7、8Pをごらんください。歳入では1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、説明欄1の特別徴収保険料、現年度分1,100万5,000円であるが、保険給付費等の減額によるもので、負担割合に応じて減額いたした。4款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金では1,040万円を、4款2項国庫補助金、1目調整交付金では390万1,000円を、4款2項

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では14万円を、4款2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では49万2,000円を、4款2項4目保険者機能強化推進交付金では14万3,000円をそれぞれ保険給付費等の減額によるもので、負担割合により減額いたしました。5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金では1,404万2,000円を、5款1項2目地域支援事業支援交付金では18万9,000円を、それぞれ保険給付費等の減額によるもので、負担割合により減額いたしました。6款県支出金、1項1目介護給付費負担金では649万9,000円を、6款2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では8万8,000円を、6款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合支援事業以外）では24万7,000円を、それぞれ保険給付費等の減額によるもので、負担割合により減額いたしました。8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金では649万9,000円を、8款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では8万8,000円を、8款1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では24万7,000円を、それぞれ保険給付費等の減額によるもので、負担割合により減額いたしました。8款1項4目事務費等繰入金92万円だが、介護認定審査会経費の実績見込みにより減額いたしました。次に、歳出のほうであるが、11、12Pをごらんください。1款総務費、3項1目認定審査会費88万7,000円だが、認定審査会経費の実績見込みにより減額するものである。2款の保険給付費5,200万円であるが、保険給付費の実績見込みから減額するものである。次に、13、14Pをごらんください。3款地域支援事業費198万円だが、事業の実績見込みから減額するものである。次に、15、16Pをごらんください。7款予備費3万3,000円の減額は、予算調整のためのものである。説明は以上である。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第53号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第14号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

保健医療課長 それでは、議第14号 令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算について、よろしくお願ひいたす。予算の総額は62億700万円とし、前年度比マイナス3.2%の2億5,500万円の減額である。これは、被保険者数の減少等により、歳入では県から交付される保険給付費等交付金、歳出では保険給付費がそれぞれ4%ほど減額となっていることが主な要因である。初めに、歳入のほうから主なものをご説明させていただく。270、271Pをごらん願う。1款1項国民健康保険税10億7,632万4,000円の計上だが、前年度と比較して3,995万円の増額となっている。これは、保険税率の改定等を見込んだものであるが、被保険者減少傾向にある中、県から示された1人当たり納付金の増額に加え、1人当たり医療費も伸びていることなどにより税率の改定が必要になったものである。次に、2款、3款は、例年どおりのため省略させていただいて、272、273Pをごらん願う。4款国庫支出金、1項2目社会保障税番号制

度システム整備費補助金132万円であるが、これは国が運用を予定しているオンライン資格確認システムの対応に係るもので、被保険者番号を個人単位化するための自庁システム改修経費に対する補助金で、補助率は10分の10である。次の5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金46億1,906万4,000円の計上だが、1節の普通交付金44億9,482万円は、保険給付費の財源として交付されるもので、県が示す給付費推計額を計上しており、前年度と比較して1億9,619万4,000円、マイナス4.2%の減額となっている。その下、5款1項1目2節の特別交付金分の1億2,424万4,000円は、保健事業等の取り組みや評価に応じてそれぞれ市町村に交付されるもので、前年度と比較して549万3,000円の増額となっている。6款については省略させていただいて、次に7款をごらんください。7款繰入金1項1目一般会計繰入金4億3,994万7,000円の計上は国、県からの保険基盤安定負担金に市の負担分をつけ足したものと、出産育児一時金、職員給与費等、事務費、財政安定化支援事業分を合わせ一般会計から繰り入れられるものである。続いて、8款も省略させていただいて、次に274、275Pの9款諸収入をごらんください。諸収入の1,635万6,000円は、第三者納付金や医療費の返還金などの諸収入を計上しているが、一番下の9款2項4目雑入、説明2の県国民健康保険団体連合会補助金の99万9,000円の計上は、令和元年度から取り組んで2年目になる。脳血管疾患の発症予防、重症化予防のための保健活動推進事業に対するもので、補助率は10分の10である。続いて、歳出の主なものをご説明させていただく。276、277Pをごらん願う。1款総務費の9,804万4,000円は、国保事業を運営するための経費として人件費や事務費、連合会負担金、徴税费、国保の運営協議会費を計上しているが、なお歳入でご説明いたした社会保障税番号制度システム整備費補助金132万円に係る自庁システムの改修経費については、1款1項1目、説明1の一般管理経費の内訳にある電算業務委託料825万4,000円の中に含まれているものである。また、1款1項2目国民健康保険団体連合会負担金348万7,000円のうち、説明1の内訳にあるオンライン資格確認等システム運営負担金3万3,000円は、新たな負担金となっている。次のページをおめくりいただいで、278、279Pをごらんください。2款の保険給付費45億2,234万8,000円の計上は、前年度と比較してマイナス4.1%、1億9,303万3,000円の減額となっている。これは、県が示す保険給付費推計見込み額をもとに平成30年度までの医療費の実績、令和元年度以降の決算見込み、被保険者の推移等を見込み、参考に積算している。では、次のページをおめくりいただいで、280、281Pの下の方になるが、3款国民健康保険事業納付金15億1,504万2,000円は、国保の県単位化に伴い新設された科目であるが、予算額は県から示された額を計上している。前年度より1,171万円の減額は、被保険者数の減少や診療報酬改定等の影響によるものと考えている。最後であるが、282、283Pをごらん願う。4款の保健事業費だが、5,371万4,000円を計上いたした。特定健診委託料2,766万6,000円、人間ドック健診事業委託料950万円などのこれまでの事業に加え、令和2年度から新たに柔道整復療養費の適正化に向けた取り組みを県内統一して国保連合会の委託により実施することとしている。なお、この実施に係る委託料37万6,700円については、285P、説明欄にある医療費通知等作成業務委託料に含まれている。また、歳入で説明いたした国保連合会補助事業である脳血管予防に係る保健事業経費については、前のページに戻るが、説明1の保健事業経費の中の報酬、費用弁償、旅費、消耗品にそれぞれ必要経費が含まれているものである。5款から8款については、例年どおりのため省略させていただく。簡単であるが、

説明は以上である。

(質 疑)

- 長谷川 孝 加入者が減少しているということなのだが、被保険者のここ5年ぐらいの推移はどういうふうな形か。
- 保健医療課長 被保険者の合計人数であるが、平成27年度で1万5,652人で、平成28年度が1万4,970人、平成29年度で1万4,076人、平成30年度で1万3,460人と、これは年度平均であるけれども、減少傾向ということである。
- 長谷川 孝 この令和2年度料金改正になるわけなのだけれども、今後この今の保険料というの、何年ぐらいもつのだろうかというのがあれなのだけれども、どういう試算しているか、今のところ。
- 保健医療課長 今後については、国の制度であるから国における社会保障制度の動向はもちろん注視しながらも、1人当たり医療費とか被保険者の減少等の状況、それを見ながら国保のうちの財政状況を踏まえながら、県から示される、これは毎年示されるものであるが、納付金の額に応じて標準保険料率を参考にしながら、毎年やはり検討を行う必要があるというふうに認識している。これが何年もつかということは、やはり医療費とか被保険者数の減少によって違う。
- 長谷川 孝 わかった。それで、医療費が増加しているということなので、医療費のその推移をちょこっとわかる程度で教えてくれ。
- 保健医療課長 1人当たり医療費の状況であるが、平成25年で35万139円、1人当たりだが、これが平成29年には38万3,209円、平成30年度は39万7,377円ということで推移している。ちなみに、平成29年度は、県内30市町村中11位の高い1人当たりの医療費であった。
- 木村 貞雄 一番最後の保健事業費の関係で、後期高齢者とも関係あるのだけれども、この湯っくり・湯ったり事業のその予算の積算の国保と後期高齢あるのだけれども、その辺のこれの予算の積算の根拠を教えてくれ。
- 保健医療課長 実績に応じて必要単価に掛けているもので、ほぼほぼ例年どおりの実績であったので、一応予算上は計上させていただいている。ただ、今後後期とのあわせた保健事業の中で、見直し等も含めた検討は必要でないかというふうには認識しているところである。
- 木村 貞雄 終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第15号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 保健医療課長 それでは、続いて議第15号 令和2年度村上市後期高齢者医療特別会計予算についてよろしくお願ひいたす。予算の総額は7億6,670万円とし、前年度比プラス8.0%、5,700万円の増額である。保険料の改定や令和2年度の制度改正等を見込んだ上で予算編成をしたものである。では、歳入のほうから主なものをご説明させていただく。300P、301Pをごらん願う。1款1項後期高齢者医療保険料5億4,658万1,000円の計上だが、前年度当初予算より4,053万8,000円の増額となっている。これは、令和

3年度の保険料率改定等を見込んだものであるが、高齢者負担率の上昇や1人当たり医療給付費の伸びなどにより保険料の引き上げが必要になったものである。2款は省略させていただいて、3款1項1目一般会計繰入金であるが、2億1,614万2,000円を計上いたした。そのうち、説明1の保険基盤安定繰入金であるが、2億105万7,000円を見込んでいる。これは、低所得者に対する保険料軽減相当額を県と市で補填する制度で、県からは4分の3が一般会計に振り込まれた後に市負担分の4分の1つけ足し、繰り入れるものである。続いて、4款は省略させていただき、一番下の5款3項1目の雑入の説明1、県後期高齢者医療制度特別対策補助金312万5,000円の計上であるが、これは広域連合から補助金が交付される本市の長寿健康増進事業に係る経費を見込んだもので、湯ったり塾事業が対象となっている。次に、歳出の主なものであるが、次のページをめくっていただいて、302、303Pをごらんください。1款の総務費は省略させていただいて、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に7億4,768万8,000円を計上いたした。市町村で徴収した保険料と軽減分である保険基盤安定負担金を納付いたす。次の3款1項1目保健事業費510万7,000円は、例年どおりであるが、湯ったり・湯ったり事業及び湯ったり塾事業の委託料を計上いたした。4款から6款は、例年どおりの計上として省略させていただく。簡単ではあるが、説明は以上である。

(質 疑)

尾形 修平

先ほど国保の件で長谷川委員から質問あった、国保の加入者は少なくなっているけれども、今度後期高齢のほうは逆にふえていくというふうに思うのだ。それ過去のやつはいいにしても、これから先10年先ぐらまでのシミュレーションというのは、市としてはできているのか、後期高齢のそのシミュレーションというか。

保健医療課長

10年先の後期の保険料については市では行っていない。

尾形 修平

当然県で今あれしているわけだから、あれなのだけれども、国保は少なくなっているけれども高齢化が進んでいくわけだから、当然加入者数は増えていくわけだよ。その辺のシミュレーションというのは、市ではやっていないということ。

保健医療課長

そこのシミュレーションは、国保の保険料も絡むし、保健事業も絡むし、動向というかは、流れは気にしながらやっている。具体的にどの数字をどう使うかということところまでは行っていないが、人口の推移というところは見ながら検討をしている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第15号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13

議第16号 令和2年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長

それでは、議第16号 令和2年度村上市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ76億5,400万円を計上するものである。対前年度比1,100万円、0.1%の増である。それでは、317、318Pをごらんください。歳入の主なものであるが、1款保険料で14億3,578万2,000円を計上いたした。対前年度比7.7%の減であるが、国の消費税率引き上げに伴う介護保険料の負担軽減の拡大により減額となる。次に、4款国庫支出金では介護給付費負担金、調整交付金、地域

支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金で19億3,915万5,000円を計上いたしました。対前年度比3.1%の増である。次に、319、320Pをごらんください。5款の支払基金交付金では介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金で19億7,553万6,000円を計上いたしました。対前年度比0.1%の増である。6款の県支出金では介護給付費負担金、地域支援事業交付金で10億8,843万6,000円を計上いたしました。対前年度比0.2%の減である。8款の繰入金では、一般会計繰入金で12億424万1,000円を計上いたしました。対前年度比6.2%の増である。国の消費税率引き上げに伴う介護保険料の負担軽減の拡大により、国及び県の負担金の増額とあわせて繰入金も増額したものである。次に、歳出の主なものだが、323、324Pをごらんください。1款総務費、1項1目の一般管理費では、職員人件費などで1億6,607万8,000円を計上いたしました。対前年同比1.0%の減となっている。なお、今年度は、高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画を策定いたす。また、令和3年4月の介護保険制度改定に対応するシステム改修に係る費用を見込んだ。次に、325、326Pであるが、2款の保険給付費であるが、平成30年度決算額及び令和元年度の決算見込み認定者数などを基に推計して、71億8,163万5,000円を計上いたしました。対前年度比0.1%の増となっている。介護療養型医療病床1カ所が介護医療院に転換されるほか、グループホームツーユニットの整備により居住系サービス利用者の増加が見込まれるものの、重度要介護度者数が減少していることから、保険給付費全体で横ばいで推移すると見込んだ。2款1項介護サービス等諸費では66億419万8,000円を計上させていただいた。対前年度比はほぼ同額である。次に、329、330Pであるが、2款2項の介護予防サービス等諸費では1億1,144万4,000円を計上させていただいた。対前年度比17.5%の増である。2款3項から6項までは例年どおりなので、省略させていただく。次に、333、334Pをごらんください。3款の地域支援事業費3億366万4,000円計上いたしました。対前年度比2.1%の増となっている。内容は例年どおりなので、省略させていただくが、337、338Pの一番下になるが、3款3項5目生活支援体制整備事業費3,504万8,000円であるが、説明欄1については、地域に合った支え合いの地域づくりを進める推進役として、生活支援コーディネーターの配置費用や生活支援協議会の活動費用を計上している。生活支援コーディネーターや協議会の周知、地域の中にある支えの仕組みづくり及び実態把握などを進めている。2は職員人件費である。339、340Pの3款6項から8項は例年どおりなので、省略させていただく。また、4款から7款についても例年どおりなので、省略させていただく。説明は以上である。

(質 疑)

木村 貞雄 介護予防事業について伺いするけれども、地域支援事業等包括的なものあるのだけれども、今村上市で介護高齢課のほうでやっている、こっちから出張して行ってやっているものとか、それらの予算については、この部分の地域支援事業の中のどの項目から、説明欄にあるように通所型介護予防事業委託料とか介護予防ケアマネジメント委託料とかあるのだけれども、どの辺から予算が入っているのか。

地域包括支援センター長 ページでいうと335P、336Pの一般介護予防事業費の小さい説明の2のところになる。通所型介護予防事業委託料というのがある。主要なものはこちらに計上している。

木村 貞雄 そうすると、個々の予算からも出ているということだね、委託関係のは。
地域包括支援センター長 そのとおりである。

木村 貞雄 その下の3番目のこの通所型介護予防事業というのはどのようなものなのか。
地域包括支援センター長 3番の地域介護予防活動支援事業というものは、今のところ塩谷集落で取り組んでもらっているけれども、週1通いの場を住民が主体となってとり行うという介護予防事業である。新たな集落をさまざまな形で募集をしているが、週1回というところが地域の中で取り組んでいただくことが難しいというところで、なかなか手が挙がらない事業でもある。以上だ。

木村 貞雄 わかった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（渡辺 昌君）閉会を宣する。
（午前10時43分）